

# 趣 意 書

島根県知事が昭和29年3月1日付けで中国電力株式会社に対し、来島ダムの水を潮発電所の発電用として水利使用を認め、30年の期限付きで命令書を交付した。30年目の昭和58年には関係市町、議会、農業協同組合、漁業協同組合等の関係団体の「水戻せ」の要請があったにもかかわらず、更に30年の水利使用を認めてから30年、その使用期限の60年目が平成25年3月31日と目前に迫っています。

河川法第1条に川は流水の正常な機能が維持されるよう総合的に管理するとなっております。

神戸川と共に生活している住民にとって、神戸川は流域住民固有のものであり、河川の持つ豊かな自然機能を最も大切に、神戸川のものである流水を未来永劫に子々孫々の宝として守らねばなりません。

しかるに、来島ダムから距離にして、わずか10kmしか離れていないにもかかわらず落差280mと水力の発電には絶好の地形的条件が最優先され、発電用水はそのまま江の川に放流されています。また、この来島ダムが神戸川流域面積の約3分の1を占めており、往時として電力要求が最優先され、それを満たすことが至上の課題であった事を考慮しても、あまりにも神戸川下流域を考えない暴挙であります。

計り知れない長い時間の恵みを受けて日本一豊かな国土と海（園の長浜）を作り上げた神戸川、この大自然の水の営みの姿をそのまま、ありのままに大切に、西出雲平野を今日の姿に作り上げた大国魂の権化、大楯七兵衛翁魂、神戸川放水路関係者魂を未来にわたって永久に大切に、日本一豊かな神戸川流域を作り続けることが、われわれ出雲魂の誇りであり責務であります。

水が戻ることにより、農業用水、生活用水はもとより神戸川の天然の豊かな藻類、苔類の再生、豊かな天然魚の復活、海岸流による園の長浜のハマグリ、シラス漁の復活、さらには大楯七兵衛翁が築造した十間川と汽水湖である神西湖の水質浄化、しじみ、もえびなどの生態系豊かな神戸川に戻すことであります。更には神戸川の流域の豊かな自然を残すことを前提とした水利の発電方法により発電し、この発電で得る料金で神戸川流域の農業施設整備、漁業振興策、林業支援等、地域発展のための資本となすべきであります。

昨年3.11の東日本大震災以来、様々な観点から価値観が見直されてきています。

昭和29年から60年経った今日、神戸川の上流部は無残な姿へと変貌してしまいました。この様な状況は更に悪化することは明らかで、この上期間延長など、到底許されることではありません。神戸川を流域住民の手に取り戻そうと流域住民で神戸川再生推進会議を設立するものであります。

平成24年7月15日

神戸川再生推進会議